

第10期高浜市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の策定について

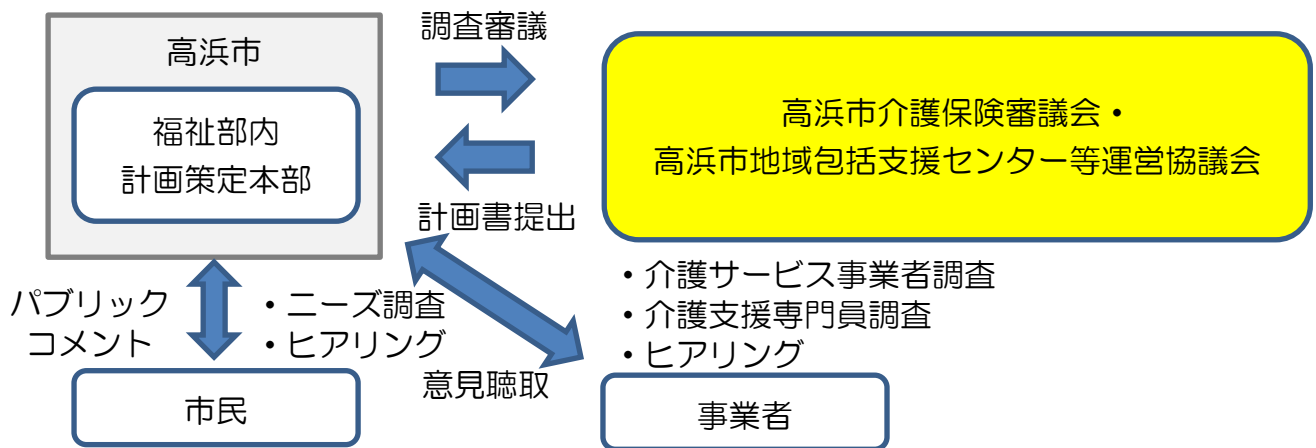
1. 概要

- (1) 根拠法令 介護保険事業計画【介護保険法第117条】
高齢者保健福祉計画【老人福祉法第20条の8】
- (2) 目的 令和9年3月に終了する「第9期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画（令和6年度から令和8年度）」に代わる新たな計画を一体的に策定するため
- (3) 計画期間 令和9年度から令和11年度（3年間）

2 策定体制

- (1) 市民参加
- ① 日常生活圏域ニーズ調査の実施 【実施時期：R7.11～12（予定）】
 - ② パブリックコメントの実施 【実施時期：R9.1（予定）】
 - ③ 関係団体へのヒアリング実施
- (2) 事業者参加
- ① 介護サービス事業者調査・介護支援専門員調査実施【実施時期：R7.12（予定）】
 - ② 高齢者サービス調整会議等でヒアリングの実施【実施時期：R8.1～2（予定）】
- (3) 審議機関
高浜市介護保険審議会にて審議を行う。
- (4) 庁内体制
福祉部内に計画策定本部を設置し、計画案の策定にあたる。

第10期高浜市介護保険事業計画・高齢者保健福祉計画策定体制(案)



3 策定スケジュール

年 月	内 容
R7 11～12	・日常生活圏域ニーズ調査の実施
R8 1～2	・ニーズ調査、給付費の分析
2～5	・計画策定のための準備作業
6～9	・サービス見込量の設定作業
10	・サービス見込量及び保険料の仮設定 ・計画素案の作成
R9 1	・パブリックコメントの実施
2	・計画案の作成
3	・議会報告及び条例改正